

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集について

令和 3 年 4 月 1 日
国 土 交 通 省
自 動 車 局

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 182 回会合において、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第 158 号）」が新たに採択されました。

また、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されたところです。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、共通構造部型式指定規則（平成28年国土交通省令第15号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うことを検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載
- ② 国土交通省自動車局安全・環境基準課及び審査・リコール課において配布

3. 意見募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月1日（土）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-so_vtrd_rtb_kjh_nga@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局安全・環境基準課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局安全・環境基準課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局安全・環境基準課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局安全・環境基準課 野崎

電話番号（直通） 03-5253-8602

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42532）

国土交通省自動車局審査・リコール課 片野

電話番号（直通） 03-5253-8596

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42313）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局安全・環境基準課 意見募集担当 あて

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	